

国水下水事第30号
令和3年11月1日

都道府県下水道担当部長
指定都市下水道担当局長 殿
(以上地方整備局等
下水道事業担当部長等経由)

国土交通省水管理・国土保全局
下水道部 下水道事業課長

下水道法に基づく事業計画の協議等において提出する書類の取扱いについて
(技術的助言)

「令和3年の地方分権改革に関する提案募集」において、下水道法（昭和33年法律第79号）に基づく下水道事業計画の協議及び都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく下水道に関する都市計画事業の認可に係る資料について、電子媒体による提出を可能とすることについて提案があったことを踏まえ、下水道法に基づく事業計画の協議等において提出する書類の媒体について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言として下記のとおり通知します。

都道府県におかれては、貴管内市町村（指定都市を除く。）に対して、本通知を周知いただくようお願いいたします。

なお、都市計画事業等の認可等において提出する申請書等の取扱いについては、別途、都市局都市計画課より同様の趣旨の通知がなされていることを申し添えます。

記

下水道法に基づく事業計画の協議及び届出において提出する、下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第4条及び第17条の7並びに下水道法施行規則（昭和42年建設省令第37号）第2条の2及び第17条の13に規定する書類については、現行下水道法において、提出に当たっての媒体種別に関する特別の定めを設けていないため、「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）」及び「国土交通省の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成15年国土交通省令第25号）」の規定に基づき、紙媒体に依らず電子媒体による提出も可能である。

以上